

○石部町立松籟会館設置に関する条例

（昭和47年12月21日
条例第18号）

改正 平成8年3月13日条例第24号 平成11年12月28日条例第24号
平成13年3月14日条例第9号

（設置）

第1条 地域住民の福祉の向上や人徳啓発のための住民交流の拠点となる地域総合センターとして、地域に密着したコミュニティーの場となるよう次の施設を設置する。

（名称および位置）

第2条 施設の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
石部町立松籟会館	石部町石部西二丁目12番6号

（事業）

第3条 松籟会館（以下「会館」という。）は、第1条の目的達成のため次の事業を行行。

- (1) 相談事業に関する事。
- (2) 調査および研究事業に関する事。
- (3) 地域福祉事業に関する事。
- (4) 啓発および広報活動事業に関する事。
- (5) 各種団体の指導育成事業に関する事。
- (6) 地域交流事業に関する事。
- (7) 介護保険関連サービス事業に関する事。
- (8) その他各種事業に関する事。

（職員）

第4条 会館には、次の職員を置くものとする。

- (1) 館長

D
「石部町」
③
二
四
三

(2) 指導職員

(3) その他の職員

- 2 館長および指導職員は、社会福祉主事の資格を有する者もしくは同種問題に深い理解と経験を有するもので町の定数内職員でなければならない。
- 3 館長は、会館が行う各種事業の企画立案および所属職員の指導を行うものとする。
- 4 館長および指導職員は、グループワークおよびケースワークに関して深い知識と熱意をもち、積極的な活動を行わなければならない。

（運営審議会）

第5条 松籬会館の運営を円滑にならしむるため松籬会館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

- 2 運営審議会に関し必要な事項は、別に定める。

（使用の許可）

第6条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更する場合も、同様とする。

- 2 町長は、前項により許可した場合において条件を付することができる。

（許可の制限）

第7条 町長は、次の各号の1に該当するときは、会館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物および附属設備を汚損し、もしくは破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第8条 会館の使用を許可したときは、石部町使用料徴収条例（昭和47年石部町条例第14号）第2条に規定する使用料を徴収する。ただし、社会福祉法（平成12年法律第111号）に規定するその他各種事業の趣旨に基づく目的で会館を使用するときは、使用料を徴収しない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

D 〔石部町②-11〕 四 1111

（使用許可の変更、停止および取消し）

第10条 次の各号の1に該当するときは、町長はその使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が条例またはこの条例に基づく規則もしくは指示に違反したとき。
- (2) 災害その他不可抗力による理由のため使用ができなくなったとき。
- (3) 前2号のほか管理の都合により必要が生じたとき。

2 前項において当該許可の変更、停止または取消しを受けたものに生じた損害については、町は賠償の責を負わない。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、会館の使用を終ったとき、または前条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを代行する。この場合において使用者は、その費用を負担しなければならない。

（使用者の管理義務）

第12条 使用者は、会館の使用中は善良な管理をしなければならない。

2 使用者は、会館の使用中は建物および附属設備を亡失し、または損傷したときは町長の査定するところによりその額を賠償しなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年条例第24号）

この条例は、平成8年11月5日から施行する。

付 則（平成11年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年1月1日から適用する。

付 則（平成13年条例第8号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

D 〔石部町②-11〕 四 1111